

要 保 管

令和7年度

一般財団法人鹿児島県教育安全振興会

# 共済事業手引書

P T A 安全の部  
子ども安全の部

一般財団法人鹿児島県教育安全振興会

鹿児島県 P T A 連 合 会

## 手引書は学校・P T Aで必ず保管してください。

(注) 会費等の払込みに要する手数料が増額されておりますので、払込みに当たっては可能な限り1枚の払込取扱票でまとめて払込みをしていただきますようお願いいたします。

(注) 追加加入申込等で、当手引書綴込みの4枚の払込取扱票（赤色）が不足した場合、郵便局の青色振替用紙に下記の番号を記入し、払込手数料を確認のうえ払込をお願いします。

なお、払込手数料は、一般財団法人鹿児島県教育安全振興会で負担しますので払込手数料を差し引いて払い込んでください。その際、払込手数料を差し引くことができない場合は、事務局に相談してください。

— 郵便振替 —

01700-1-45684

一般財団法人鹿児島県教育安全振興会

### ※ 個人情報の利用目的について

提出される加入者名簿、災害報告書、診断書及び診療状況書等に記載されている氏名、生年月日及び傷病名等の個人情報は、共済事業だけに利用します。

# 目 次

<b>第1章 総則</b>	
第1条 趣旨	1
第2条 共済事業の種類及び区域	1
第3条 共済期間	1
第4条 審査会の設置	1
<b>第2章 P T A安全の部</b>	
第5条 共済契約者の範囲	1
第6条 被共済者の範囲	1
第7条 共済金の支払対象となる活動及び災害	1
第8条 共済契約の締結の手續及び会費の收受等	2
第9条 被共済者の異動	2
第10条 共済金の受取人	3
第11条 共済金支払の制限	3
第12条 共済金の区分及び額	3
第13条 災害の届出	4
第14条 共済金の請求	4
第15条 共済金の支払	5
<b>第3章 子ども安全の部</b>	
第16条 共済契約者の範囲	5
第17条 被共済者の範囲	5
第18条 共済金の支払対象となる活動及び災害等	5
第19条 共済契約の締結の手續及び会費の收受等	6
第20条 被共済者の異動	7
第21条 共済金の受取人	7
第22条 共済金支払の制限	8
第23条 共済金の区分及び額	8
第24条 災害の届出	10
第25条 共済金の請求	10
第26条 共済金の支払	11
<b>第4章 補則</b>	
第27条 共済契約締結の代理等	11
第28条 共済加入確認書の記載事項	11
第29条 共済契約申込書の記載事項	11
第30条 費用の負担	11
第31条 共済金請求の代理	12
第32条 共済契約の無効	12
第33条 共済契約者による契約の解除	12
第34条 重大事由による解除	12
第35条 被共済契約者による共済契約の解除請求	12
第36条 共済契約解除の効力	13
第37条 共済契約の失効	13
第38条 会費の返還	13
第39条 死亡共済金受取人の変更	13
第40条 会費の構成等	14
第41条 時効	14
第42条 共済金の減額	14
○ 諸手続きの様式 共済契約申込書	15
(P T A安全の部)	16～25, 38
(子ども安全の部)	26～37, 39, 40
○ 別表1 障害共済金・交通事故障害支払基準 (P T A安全の部)	41～44
○ 別表2 障害共済金・交通事故障害支払基準 (子ども安全の部)	45～48
○ 準備金等に関する計算方法	49
○ 文部科学省告示第175号	50～51
○ 共済事業に関するQ & A	52～57



# 共 済 規 程

## 第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、P T A・青少年教育団体共済法第 6 条の規定により、共済事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(共済事業の種類及び区域)

第 2 条 共済事業は、P T A安全の部及び子ども安全の部とする。

2 共済事業を行う区域は主に鹿児島県内とする。

(共済期間)

第 3 条 共済期間は、加入手続が 6 月 30 日までに完了した場合は、当該年の 4 月 1 日より当該年度末までの一年とする。

2 前項の規定にかかわらず、追加加入手続が 7 月 1 日以降の場合は追加加入手続完了日（会費振込日）の翌日より当該年度末までとする。

(審査会の設置)

第 4 条 共済事業において、共済金の支払に関する審査を行うため、審査会を置く。

2 審査会の運営に関する事項は、別に定める。

## 第 2 章 P T A 安全の部

(共済契約者の範囲)

第 5 条 共済契約者は、鹿児島県内の単位 P T A の会長とする。

(被共済者の範囲)

第 6 条 被共済者は、単位 P T A の会員である保護者、教職員及び第 7 条で規定する P T A 活動の支援者とする。

2 前項の者のほか、単位 P T A を組織する学校に在籍する児童生徒等の親族で、単位 P T A の会長より、第 7 条で規定する P T A 活動への代理参加が事前に認められた者とする。

(共済金の支払対象となる活動及び災害)

第 7 条 共済金の支払対象となる活動は、P T A が主催又は共催している行事、P T A が参加を計画した学校行事並びに他の機関・団体の行事における P T A 活動とし、災害とは、P T A 活動中の負傷若しくは負傷に起因する疾病、障害若しくは死亡、又は P T A 活動中に起きた突然死とする。

2 前項の P T A 活動には、被共済者が P T A 活動に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路も含むものとする。

3 本条第1項に掲げるPTA活動の例は、次の表のとおりとする。

活動区分	活動内容例
(1) PTAが主催又は共催している行事	<p>ア PTA行事 単位PTAの総会、役員会、委員会、学級PTA、地域PTA、研修会や市町村・県・九州・全国段階のPTA行事等</p> <p>イ PTAが計画・実施する諸行事 奉仕作業、キャンプ、水泳、スポーツ大会、山のぼり、親子ソフト、交通安全指導、水泳監視、通学路点検、生活指導、土曜日の補習等</p>
(2) PTAが参加を計画した学校行事	<p>子どもの健全育成のためにPTAが積極的に参加する学校行事 運動会、学習発表会、体育祭、授業参観、教育懇談会等 (教職員は除く。)</p>
(3) PTAが参加を計画した他の機関・団体の行事	<p>PTAが計画し、参加する他の機関・団体の行事 市町村体育協会、町内会、青年団、地域女性団体などが企画するスポーツ大会やレクリエーション行事等</p>

(共済契約の締結の方法及び会費の収受等)

第8条 共済契約を締結しようとする単位PTAの会長は、毎事業年度開始前に、共済契約申込書(第1号様式)に所要事項を記入し、当会に提出しなければならない。

なお、共済契約申込書を当会が受け付けた日をもって共済契約締結日とする。

2 単位PTAの会員については、全員加入を原則とする。

3 本条第1項により共済契約を締結した単位PTAの会長(以下「PTA安全の部の共済契約者」という。)は、各年度の4月1日より6月30日までの間に、共済加入申込書(第2号様式の1)及び共済加入確認書(第2号様式の2)を当会に提出するとともに、会費を当会が指定する払込取扱票(受領証を含む。)で振り込むものとする。

4 PTA安全の部の共済契約者は、加入者名簿を作成し保管しなければならない。

5 会費の額は単位PTAごとに、PTA戸数に教職員数及び支援者数を加えた数に100円を乗じた額とする。

6 当会は、PTA安全の部の共済契約者より会費を受領したときは、これに対して、共済加入確認書を交付する。なお、共済加入確認書の記載事項については、第28条に規定する。

(被共済者の異動)

第9条 PTA安全の部の共済契約者は、6月30日までの会費振込後に被共済者の追加加入を申し込む場合は、追加共済加入申込書(第2号様式の3)及び追加共済加入確認書(第2号様式の4)を当会に提出するとともに、会費の全額を振り込むものとする。

2 会費振込後に被共済者が異動した場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 県外への転出者は、転出日より被共済者としての資格を失うものとする。

(2) 県内転出者は、引き続き当該年度末まで被共済者としての資格を有するものとする。

ただし、転出先の単位P T Aが共済契約を締結していない場合は、転出日より被共済者としての資格を失うものとする。

3 前項の異動が生じた場合は、P T A安全の部の共済契約者は、異動届出書（第14号様式の1）を遅滞なく当会に提出するものとする。

#### （共済金の受取人）

第10条 共済金の受取人は、被共済者とする。ただし、受け取る共済金が死亡共済金の場合は、被共済者の法定相続人とする。

#### （共済金支払の制限）

第11条 次のいずれかに該当する場合は、共済金は支払わないものとする。

- (1) 航空機，船舶，鉄道，バス等の公共輸送機関に搭乗中の交通事故の場合
- (2) P T A安全の部の共済契約者又は、被共済者の故意又は重大な過失の場合
- (3) 共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失の場合
- (4) 被共済者の自殺行為，犯罪行為又は闘争行為の場合
- (5) 被共済者が次のいずれかに該当する間に生じた事故の場合
  - ① 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
  - ② アルコール，麻薬，大麻，あへん，覚せい剤，シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- (6) 細菌性食中毒を除く食中毒の場合
- (7) 地震，津波，噴火などによる場合
- (8) 核燃料物質（使用済燃料を含む。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性，爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故の場合

#### （共済金の区分及び額）

第12条 当会は、被共済者が、共済期間中に第7条に規定するP T A活動中に災害を被った場合は、一災害につき、次の表に掲げる共済金の区分のうち、一区分の共済金を支払うものとする。

活動区分	共済金の区分	補償内容	共済金額
P T A活動中の災害によるもの	死亡共済金	P T A活動中の負傷が直接の原因で死亡した場合及びP T A活動中に突然死した場合	200万円
	障害共済金	P T A活動中の負傷が直接の原因で後遺障害が生じた場合	別表1に定める等級に応じた額
	負傷共済金	入院 P T A活動中の負傷若しくは負傷に起因する疾病が直接の原因で入院した場合	1日3,200円×入院実日数 (注)180日を限度とする。

		通 院	P T A活動中の負傷若しくは負傷に起因する疾病が直接の原因で通院した場合	1日2,500円×通院実日数 (注)90日を限度とする。
P T A活動中の交通事故 (自損事故は除く。)によるもの	死亡共済金		P T A活動中の交通事故が直接の原因で死亡した場合	100万円
	障害共済金		P T A活動中の交通事故が直接の原因で後遺障害が生じた場合	別表1に定める等級に応じた額
	負傷共済金	入 院	P T A活動中の交通事故が直接の原因で入院した場合	1万3千円(1回限り)
		通 院	P T A活動中の交通事故が直接の原因で通院した場合	1万円(1回限り)

2 前項の規定にかかわらず、一災害の共済金の支払限度額は、2,000万円とする。

一災害に複数の被共済者がいる場合で、個々人の共済金の支払額の合計が2,000万円を超える場合は、次の算式によって算出した共済金の額で支払うものとする。

$$1人当たりの共済金額 \times \frac{2,000万円}{1人当たりの共済金額の合計} = 共済金支払額 (千円未満は切捨て)$$

(注) 1人当たりの共済金額は、前項により算出した共済金の額とする。

(災害の届出)

第13条 被共済者が第7条に規定する災害を被った場合は、P T A安全の部の共済契約者は、災害が発生した日からその日を含めて30日以内に、災害報告書(第3号様式の1)に行事計画書を添えて、当会に届け出なければならない。

2 当会が、災害報告書を受理した場合は、遅滞なく災害報告書の受理通知書(第3号様式の2)をP T A安全の部の共済契約者に交付するものとする。

(共済金の請求)

第14条 共済金の受取人は、次の表に掲げる共済金の区分に応じた期間内に、P T A安全の部の共済契約者を經由して共済金を請求するものとする。

共済金の区分	請求権発生日	請求期間
死亡共済金	死亡した日	請求権発生日から、その日を含めて30日以内
障害共済金	医療行為が完了し、症状が固定した日 ただし、災害が発生した日から3年を経過しても症状が固定しない状態にある場合は、災害発生日以降3年を経過した日	

負傷共済金	入院	治療完了日又は入院実日数が180日に達した日のいずれか早い日	請求権発生日から、その日を含めて30日以内
	通院	治療完了日又は通院実日数が90日に達した日のいずれか早い日	

2 前項の請求においては、共済金の区分に応じ、共済金支払請求書（第7号様式）に、次の表に掲げる書類を添えて提出するものとする。

提出書類 共済金の区分	診断書 (第6号様式)	死亡報告書 (第4号様式)	死亡診断書又は死体検案書の写し	障害報告書 (第5号様式)	障害診断書及び障害の程度の証明書	その他当会が必要と認めるもの
死亡共済金		○	○			○
障害共済金	○			○	○	○
負傷共済金	○					○

3 障害共済金については、災害が発生した日から6か月を経過しても、なお、負傷又は疾病の医療行為が継続している場合は、治療経過を証明する診断書（第6号様式）を提出するものとする。

（共済金の支払）

第15条 当会は、共済金支払請求書を受理したときは、審査会において、第12条に基づき共済金支払の可否及び支払う共済金額等を審査し、決定する。

2 当会は、共済金支払請求書を受理した日から、その日を含めて60日以内に、PTA安全の部の共済契約者に支払の可否を文書で通知するとともに、共済金を共済金の受取人に送金する。

### 第3章 子ども安全の部

（共済契約者の範囲）

第16条 共済契約者は、鹿児島県内の単位PTAの会長とする。

（被共済者の範囲）

第17条 被共済者は、単位PTAを組織する学校に在籍する幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）、教職員、並びにPTAが主催又は共催する活動のうち第18条第3項第3号で規定する特別団体（以下「特別団体」という。）の活動における指導者（以下「指導者」という。）とする。

（共済金の支払対象となる活動及び災害等）

第18条 共済金の支払対象となる活動は、学校教育外活動、学校教育内活動及び特別団体の活動

とし、災害とは、これらの教育諸活動中の負傷若しくは負傷に起因する疾病、障害若しくは死亡、又はこれらの教育諸活動中に起きた突然死とする。

2 前項の教育諸活動には、被共済者が活動に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路も含むものとする。

3 本条第1項に掲げる教育諸活動の例及び被共済者の範囲は、次の表のとおりとする。

活動区分	活動内容例	被共済者
(1) 学校教育外活動	ア 単位PTA主催又は共催による行事，単位PTAが参加を計画した他団体から要請のあった行事，並びに当該単位PTA会長が参加を認めた活動 各種スポーツ大会，各種競技会，発表大会，夏季プール開放，キャンプ，海水浴，音楽会，土曜日の補習等	児童生徒等 教職員
	イ PTA行事やPTAが計画・実施した諸行事で，PTA会員の活動中において同行した児童生徒等の活動	児童生徒等
(2) 学校教育内活動	ア 教育課程に基づいて実施される諸活動 各教科 道徳 特別活動 … 学級活動・児童（生徒）会活動・クラブ活動・学校行事等 （学校行事）⑦儀式的行事 ⑧学芸的行事 ⑨健康安全・体育的行事 ⑩旅行・集団宿泊的行事 ⑪勤労生産・奉仕的行事 総合的な学習の時間 イ 教育課程外の教育活動 部活動 ウ その他 … 休息・休憩時間中などでの活動等 エ 登下校中の事故 ※ 徒歩通学・自転車通学・単車通学は，学校の定めた通学路及び規定の範囲内とする。ただし，教職員の通勤中の事故は適用しない。	児童生徒等 教職員
(3) 特別団体の活動	単位PTA会長が認めた学校の部活動やスポーツクラブ等の青少年団体の活動	児童生徒等 教職員 指導者

(共済契約の締結の手續及び会費の収受等)

第19条 共済契約を締結しようとする単位PTAの会長は、毎事業年度開始前に、共済契約申込書（第1号様式）に所要事項を記入し、当会に提出しなければならない。

なお、共済契約申込書を当会が受け付けた日をもって共済契約締結日とする。

2 前項により共済契約を締結した単位PTAの会長（以下「子ども安全の部の共済契約者」という。）は、毎事業年度開始後、加入希望者から加入の意思が確認できるものを徴し、保管するものとする。

3 会費の額は、次のとおりとする。

(1) Aコース : 300円

児童生徒等, 教職員

(2) Bコース(特別団体) : 400円

特別団体に属する児童生徒等及び教職員・指導者

4 子ども安全の部の共済契約者は、各年度の4月1日から6月30日までの間に、共済加入申込書(第8号様式の1)、共済加入確認書(第8号様式の2)、加入者名簿(第8号様式の3)を当会に提出するとともに、会費を当会が指定する払込取扱票(受領証を含む。)で振り込むものとする。

5 当会は、子ども安全の部の共済契約者より会費を受領したときは、これに対して共済加入確認書を交付する。なお、共済加入確認書の記載事項については、第28条に規定する。

(被共済者の異動)

第20条 子ども安全の部の共済契約者は、6月30日までの会費振込後に被共済者の追加加入を申し込む場合は、追加共済加入申込書(第8号様式の4)、追加共済加入確認書(第8号様式の5)、追加加入者名簿(第8号様式の6)を当会に提出するとともに、会費を振り込むものとする。

2 前項に定める会費の額は次のとおりとする。

(1) 追加加入日が9月30日以前の場合は会費の全額

(2) 追加加入日が10月1日以降の場合は会費の半額

3 会費振込後に被共済者が異動した場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 県外への転出者は、転出日より被共済者としての資格を失うものとする。

(2) 県内転出者は、引き続き当該年度末まで被共済者としての資格を有するものとする。

ただし、転出先の単位PTAが共済契約を締結していない場合は、転出日より被共済者としての資格を失うものとする。

4 前項の異動が生じた場合は、子ども安全の部の共済契約者は、異動届出書(第14号様式の2)を遅滞なく当会に提出するものとする。

(共済金の受取人)

第21条 共済金の受取人は、次に掲げる者とする。

(1) 被共済者が18歳未満である場合は、被共済者の保護者とする。

(2) 被共済者が18歳以上である場合は、被共済者とする。ただし、被共済者の同意がある場合は、被共済者の保護者とする。また、受け取る共済金が死亡共済金の場合は、被共済者の法定相続人とする。

(共済金支払の制限)

第22条 次のいずれかに該当する場合は、共済金は支払わないものとする。

- (1) 航空機、船舶、鉄道、バス等の公共輸送機関に搭乗中の交通事故の場合
- (2) むちうち症又は腰痛などで他覚症状のないものの場合
- (3) 通常の登下校経路以外で発生した交通事故の場合
- (4) 自転車又は原動機付自転車による交通事故で校長又は単位PTA会長の許可を得ていない場合
- (5) 歩行又は自転車及び原動機付自転車による交通事故で、本人の過失による事故の場合
- (6) 第18条における活動で、因果関係がはっきりとした急性の疾病は適用するが、野球肩、テニス肘、疲労骨折、椎間板ヘルニア等、急激・偶然・外傷の要件を満たさないスポーツ特有の障害の場合及び細菌性食中毒を除く食中毒の場合
- (7) 定時制・単位制高校の自動二輪及び四輪車での登下校中の交通事故の場合
- (8) 子ども安全の部の共済契約者又は、被共済者の故意若しくは重大な過失の場合
- (9) 共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失の場合
- (10) 被共済者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為の場合
- (11) 被共済者が次のいずれかに該当する間に生じた事故の場合
  - ① 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
  - ② アルコール、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- (12) 地震、津波、噴火などによる場合
- (13) 核燃料物質（使用済燃料を含む。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故の場合

(共済金の区分及び額)

第23条 当会は、被共済者が、共済期間中に第18条に規定する教育諸活動中に災害を被った場合は、一災害につき、次の表に掲げる共済金の区分のうち、一区分の共済金を支払うものとする。

ただし、第19条第3項のAコースについては、次の表中の活動区分(1)、(2)及び(3)を対象とし、Bコースについては、次の表中の(1)、(2)、(3)及び(4)を対象とする。

活動区分	共済金の区分	補償内容	共済金額
(1) 学校教育外活動中の災害によるもの (第18条第3項の表中(1))	死亡共済金	学校教育外活動中の負傷が直接の原因で死亡した場合	1,500万円
	特別弔慰金	学校教育外活動中に突然死亡した場合	330万円
	障害共済金	学校教育外活動中の負傷が直接の原因で後遺障害が生じた場合	別表2に定める等級に応じた額

	負傷共済金	学校教育外活動中の負傷若しくは負傷に起因する疾病が直接の原因で入院又は通院し、保険診療自己負担額1,000円以上の場合	療養に要した費用の4/10の額で20万円を限度額とする。
		学校教育外活動中の歯の負傷（欠損、破折等）で、歯科補てつが保険適用外の診療で行われた場合	自己負担額で11万円を限度額とする。
(2) 学校教育内活動中の災害によるもの (第18条第3項の表中(2))	死亡共済金	学校教育内活動中の負傷が直接の原因で死亡した場合	990万円
	特別弔慰金	学校教育内活動中に突然死亡した場合	330万円
	障害共済金	学校教育内活動中の負傷が直接の原因で後遺障害が生じた場合	別表2に定める等級に応じた額
	負傷共済金 (登下校時のみで交通事故を除く。)	学校教育内活動中の登下校時における負傷若しくは負傷に起因する疾病が直接の原因で入院又は通院し、保険診療自己負担額1,000円以上の場合	療養に要した費用の4/10の額で20万円を限度額とする。
(3) 交通事故（自損事故は除く。）によるもの	死亡共済金	第18条の活動中の交通事故が直接の原因で死亡した場合	300万円
	障害共済金	第18条の活動中の交通事故が直接の原因で後遺障害が生じた場合	別表2に定める等級に応じた額
	負傷共済金	第18条の活動中の交通事故が直接の原因で入院又は通院した場合	入院2万6千円（1回限り） 通院1万3千円（1回限り）
(4) 特別団体の活動中の災害によるもの (第18条第3項の表中(3))	(1)の学校教育外活動中の災害によるものに準ずる。		

2 前項の規定にかかわらず、一災害の共済金の支払限度額は、1億5千万円とする。

一災害に複数の被共済者がいる場合で、個々人の共済金の支払額の合計が1億5千万円を超える場合は、次の算式によって算出した額を支払うものとする。

$$1人当たりの共済金額 \times \frac{1億5千万円}{1人当たりの共済金額の合計} = 共済金支払額 (千円未満は切捨て)$$

(注) 1人当たりの共済金額は、前項により算出した共済金の額とする。

(災害の届出)

第24条 被共済者が第18条に規定する災害を被った場合は、子ども安全の部の共済契約者は、災害が発生した日からその日を含めて30日以内に、災害報告書（第9号様式の1）に行事計画書を添えて、当会に届け出なければならない。

2 当会が、災害報告書を受理した場合は、遅滞なく災害報告書の受理通知書（第9号様式の2）を子ども安全の部の共済契約者に交付するものとする。

(共済金の請求)

第25条 共済金の受取人は、次の表に掲げる共済金の区分に応じた期間内に、子ども安全の部の共済契約者を經由して共済金を請求するものとする。

共済金の区分	請求権発生日	請求期間
死亡共済金 特別弔慰金	死亡した日	請求権発生日から、その日を含めて30日以内
障害共済金	医療行為が完了し、症状が固定した日 ただし、災害が発生した日から3年を経過しても症状が固定しない状態にある場合は、災害発生日以降3年を経過した日	
負傷共済金	治療完了日又は災害発生日から6か月を経過した日のいずれか早い日	

2 前項の請求においては、共済金の区分に応じ、共済金支払請求書（第13号様式）に、次の表に掲げる書類を当会に提出するものとする。

提出書類 共済金の区分	診療状況書 (第12号様式)	診断書	死亡報告書 (第10号様式)	死亡診断書 又は死体検案書の写し	障害報告書 (第11号様式)	障害診断書 及び障害の 程度の証明 書	その他当会 が必要と認 めるもの
死亡共済金 特別弔慰金			○	○			○
障害共済金		○			○	○	○
負傷共済金	○						○

3 障害共済金については、災害が生じた日から6か月を経過しても、なお、負傷又は疾病の医療行為を継続している場合は、治療経過を証明する診断書のみを提出するものとする。

(共済金の支払)

第26条 当会は、共済金支払請求書を受理したときは、審査会において、第23条に基づき共済金支払の可否及び支払う共済金額等を審査し、決定する。

2 当会は、共済金支払請求書を受理したときは、その日を含めて60日以内に、子ども安全の部の共済契約者に支払の可否を文書で通知するとともに、共済金を共済金の受取人に送金する。

## 第4章 補則

(共済契約締結の代理等)

第27条 当会は、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行う者を置くことができる。

2 前項により委任できる業務は、次のとおりとする。

- (1) 共済契約の締結の代理又は媒介及び解除
- (2) 会費の收受又は返還
- (3) その他共済契約に関する業務

(共済加入確認書の記載事項)

第28条 共済加入確認書には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 当会の名称
- (2) 団体の名称及び共済契約者の氏名
- (3) 被共済者を特定するために必要な事項
- (4) 共済期間の始期及び終期
- (5) 共済契約締結日
- (6) 共済加入確認書の作成日

2 前項の共済加入確認書には、当会の理事長が記名押印する。

(共済契約申込書の記載事項)

第29条 共済契約申込書には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 申込者の名称、代表者の氏名、住所、連絡先
- (2) 申込年月日
- (3) 加入者の見込み数及び收受する会費の見込み額
- (4) 担当者の氏名、役職、連絡先

2 前項の共済契約申込書には、申込者の代表者が署名し、又は記名押印する。

(費用の負担)

第30条 当会は、共済金を請求する際に添付する診断書及び診療状況書に要する費用を文書料として、共済金の受取人に支払うものとする。

2 前項の規定により、当会が支払う費用は、被共済者1人につき1回の災害について、5,000円を上限とする。

(共済金請求の代理)

第31条 被共済者に共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払を受けるべき被共済者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会に申し出て、当会の承認を得たうえで、被共済者の代理人として共済金を請求することができる。

- (1) 被共済者と同居又は生計を共にする配偶者（法律上の配偶者に限る。）
- (2) (1)に規定する者がいない場合、又は(1)に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、被共済者と同居又は生計を共にする三親等内の親族
- (3) (1)及び(2)に規定する者がいない場合又は(1)及び(2)に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、(1)以外の配偶者（法律上の配偶者に限る。）又は(2)以外の三親等内の親族

(共済契約の無効)

第32条 共済契約者が共済金を不法に取得する目的又は第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約を締結した場合には、共済契約は無効とする。

(共済契約者による契約の解除)

第33条 共済契約者は、当会に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができるものとする。

(重大事由による解除)

第34条 当会は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができるものとする。

- (1) 共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が、当会にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として災害を生じさせ、又は生じさせようとした場合
  - (2) 被共済者又は共済金を受け取るべき者が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い又は行おうとした場合
  - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が、(1)及び(2)の事由がある場合と同程度に当会のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- 2 前項の規定による解除が、災害の発生した後になされた場合であっても、第36条の規定にかかわらず、前項の(1)から(3)までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した災害に対しては、当会は、共済金を支払わないものとする。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当会は、その返還を請求することができる。

(被共済者による共済契約の解除請求)

第35条 次のいずれかに該当するときは、その被共済者は、共済契約者に対しこの共済契約を解除することを求めることができるものとする。

- (1) この共済契約の被共済者となることについての同意をしていなかった場合

- (2) 共済契約者又は共済金を受け取るべき者に、前条第1項(1)又は(2)に該当する行為のいずれかがあった場合
  - (3) (2)のほか、共済契約者又は共済金を受け取るべき者が、(2)の場合と同程度に被共済者のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
  - (4) この共済契約の被共済者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- 2 共済契約者は、前項(1)から(4)までの事由がある場合において、被共済者から前項に規定する解除請求があったときは、当会に対する通知をもって、この共済契約を解除しなければならない。

(共済契約解除の効力)

第36条 共済契約の解除は、将来に向かってのみ効力を生じる。

(共済契約の失効)

- 第37条 共済契約者が会費を当会が指定する日（以下「払込期日」という。）までに払い込まなかった場合には共済契約は失効する。
- 2 当会は、払込期日までに共済金の支払事由が発生した場合においても、払込期日までに会費が払い込まれないときは共済金は支払わないものとする。

(会費の返還)

- 第38条 当会は、会費を受領した後に、次に掲げる返還する事由が生じた場合は、次のとおり会費を返還する。ただし、返還額が、返還の際の振込手数料を下回る場合は、返還しないものとする。
- (1) 異動により、被共済者としての資格を失った場合は、未経過期間に対し月割をもって算出した会費を返還する。
  - (2) 共済契約が無効の場合には、当会は、会費の全額を返還する。ただし、第32条の規定により共済契約が無効となる場合には、会費を返還しない。
  - (3) 第33条の規定により、共済契約者が共済契約を解除した場合には、当会は未経過期間に対し月割をもって算出した会費を返還する。
  - (4) 第34条第1項の規定により、当会が共済契約を解除した場合には、会費を返還しない。
  - (5) 第35条第2項の規定により、共済契約者が共済契約を解除した場合には、当会は未経過期間に対し月割をもって算出した会費を返還する。

(死亡共済金受取人の変更)

- 第39条 共済契約締結の後、被共済者が死亡するまでは、共済契約者は、被共済者からの申出により死亡共済金受取人を変更することができる。
- 2 前項の規定による死亡共済金の変更を行う場合は、共済契約者は、その旨を当会に通知しなければならない。
- 3 前項の規定による通知が当会に到着した場合には、死亡共済金受取人の変更は、共済契約者がその通知を発したときにその効力を生じたものとする。ただし、その通知が当会に到着する

前に当会が変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払った場合は、その後に共済金の請求を受けても当会は共済金を支払わないものとする。

4 本条第1項の規定により、死亡共済金受取人を被共済者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被共済者の同意がなければその効力は生じない。

5 死亡共済金受取人が被共済者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡共済金受取人の死亡時の法定相続人を死亡共済金受取人とする。

(会費の構成等)

第40条 会費は、共済掛金（共済事業とその付随事業に充当する。）と、その他の会費（共済事業とその付随事業以外の事業に充当する。）で構成する。なお、共済掛金の設定は別に定める。

(時効)

第41条 共済金を請求する権利は、共済金請求権が発生した日から3年間手続がなされないときは、時効によって消滅する。

(共済金の減額)

第42条 共済金の支払事由が、第三者の行為によって生じた場合において、当該被共済者が第三者の負担において損害賠償を受けたときは、その受けた額を減額することができる。

附 則

1 この規程は、鹿児島県教育委員会の認可のあった日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

## 諸手続きの様式等

1	「PTA安全の部」「子ども安全の部」共用	
•	共済契約申込書	15
2	「PTA安全の部」	
•	共済加入申込書	16
•	共済加入確認書	17
•	追加共済加入申込書	18
•	追加共済加入確認書	19
•	災害報告書	20
•	災害報告書の受理について	21
•	死亡報告書	22
•	障害報告書	23
•	診断書	24
•	共済金支払請求書	25
•	異動届出書	38
3	「子ども安全の部」	
•	共済加入申込書	26
•	共済加入確認書	27
•	加入者名簿	28
•	追加共済加入申込書	29
•	追加共済加入確認書	30
•	追加加入者名簿	31
•	災害報告書	32
•	災害報告書の受理について	33
•	死亡報告書	34
•	障害報告書	35
•	診療状況書	36
•	共済金支払請求書	37
•	異動届出書	39
•	同意書	40
4	別表1 障害共済金・交通事故障害支払基準（PTA安全の部）	41～44
	別表2 障害共済金・交通事故障害支払基準（子ども安全の部）	45～48
5	準備金等に関する計算方法	49
6	文部科学省告示第175号	50～51



※ 受付番号 ( )

一般財団法人鹿児島県教育安全振興会共済事業  
共 済 契 約 申 込 書

本単位PTAは一般財団法人鹿児島県教育安全振興会の設立の趣意に賛同し、貴会が「PTA安全の部」と「子ども安全の部」として取り扱う共済事業について、貴会「共済規程」等を理解・確認し、下記のとおり契約します。

契約申込年月日  
年 月 日

単位PTA名 \_\_\_\_\_

PTA会長名 \_\_\_\_\_ 公印

単位PTAの住所 \_\_\_\_\_

T E L \_\_\_\_\_

記

次の項目(1, 2, 3, 4)で該当する項目に、○印を付けるとともに、加入者の見込み数と納入する会費の見込み額を記入してください。

- 1 「PTA安全の部」に加入します。  
(加入者見込み数 \_\_\_\_\_ 人, 会費の見込み額 \_\_\_\_\_ 円)
- 2 「子ども安全の部」はAコースのみに加入します。  
(加入者見込み数 \_\_\_\_\_ 人, 会費の見込み額 \_\_\_\_\_ 円)
- 3 「子ども安全の部」はBコース(特別団体)のみに加入します。  
(加入者見込み数 \_\_\_\_\_ 人, 会費の見込み額 \_\_\_\_\_ 円)
- 4 「子ども安全の部」はAコース及びBコース(特別団体)の両方に加入します。  
Aコース (加入者見込み数 \_\_\_\_\_ 人, 会費の見込み額 \_\_\_\_\_ 円)  
Bコース (加入者見込み数 \_\_\_\_\_ 人, 会費の見込み額 \_\_\_\_\_ 円)

(留意事項)

- 1 本共済契約申込書は、3月31日までに当会に提出してください。
- 2 1人当たりの会費の額は、「PTA安全の部」が100円、「子ども安全の部」のAコースが300円、Bコースが400円になります。
- 3 「PTA安全の部」又は「子ども安全の部」への加入者数については、各加入申込書に記入し、4月1日より6月30日までに当会に申し込んでください。
- 4 ※欄は記入しないでください。

担当者氏名 \_\_\_\_\_

役 職 \_\_\_\_\_

連絡先(TEL) \_\_\_\_\_

一般財団法人鹿児島県教育安全振興会共済事業「PTA安全の部」  
共済加入申込書

本単位PTAは一般財団法人鹿児島県教育安全振興会の設立の趣意に賛同し、貴会が取り扱う共済事業等に関する「共済規程」や「共済事業のしおり」を理解・確認し、会費を添えて加入を申し込みます。なお、申込書に記入した内容は事実と相違ありません。

加入申込年月日  
年 月 日

単位PTA名 \_\_\_\_\_

PTA会長名 \_\_\_\_\_ 公印

単位PTAの住所 \_\_\_\_\_

T E L \_\_\_\_\_

	対象者	会 費	加入者数	金 額
会費等	P T A 会 員	100円 (1戸当たり)	戸	円
	教 職 員	100円 (1人当たり)	人	円
	支 援 者	100円 (1人当たり)	人	円
	合 計			円

(留意事項)

- 1 PTA安全の部への加入は、原則として、単位PTAの会員全員に加入していただきます。
- 2 加入申込みと同時に会費の納入をしていただきます。
- 3 加入申込みは、加入申込期限の6月30日までにさせていただきます。
- 4 支援者は加入者名簿(支援者数及び氏名を記載)を提出していただきます。
- 5 共済金の支払対象活動や共済金の額等は、当会「共済規程」で確認してください。
- 6 ※欄は記入しないでください。

担当者氏名 \_\_\_\_\_

役 職 \_\_\_\_\_

連絡先(TEL) \_\_\_\_\_

一般財団法人鹿児島県教育安全振興会共済事業「PTA安全の部」  
共済加入確認書

※ 加入確認書作成日  
年 月 日

貴単位PTAから、下記のとおり加入申込みがあったことを確認します。

一般財団法人鹿児島県教育安全振興会  
理事長

印

記

単位PTA名 \_\_\_\_\_

PTA会長名 \_\_\_\_\_ 公印

	対象者	会費	加入者数	金額
会費等	P T A 会 員	100円 (1戸当たり)	戸	円
	教 職 員	100円 (1人当たり)	人	円
	支 援 者	100円 (1人当たり)	人	円
	合 計			円

※ 共済契約締結日  
令和 年 月 日

※ 共済期間  
令和 年 月 日～ 年 月 日

(お願い)

- 1  枠内は、加入申込みをされる単位PTAで記入・押印してください。
- 2 この確認書は、後日送付しますので保管をお願いします。
- 3 共済金の支払対象活動や共済金額等については、当会「共済規程」で確認してください。
- 4 ※欄は記入しないでください。

一般財団法人鹿児島県教育安全振興会共済事業「PTA安全の部」  
追加共済加入申込書

本単位PTAは一般財団法人鹿児島県教育安全振興会の設立の趣意に賛同し、貴会が取り扱う共済事業等に関する「共済規程」や「共済事業のしおり」を理解・確認し、会費を添えて追加分を申し込みます。なお、申込書に記入した内容は事実と相違ありません。

追加加入申込年月日

年 月 日

単位PTA名 \_\_\_\_\_

PTA会長名 \_\_\_\_\_ 公印

単位PTAの住所 \_\_\_\_\_

T E L \_\_\_\_\_

	対象者	会 費	加入者数	金 額
会費等	P T A 会 員	100円 (1戸当たり)	戸	円
	教 職 員	100円 (1人当たり)	人	円
	支 援 者	100円 (1人当たり)	人	円
	合 計			円

(留意事項)

- 追加加入申込みと同時に会費の納入をしていただきます。
- 支援者は追加加入者名簿(支援者数及び氏名を記載)を提出していただきます。
- 6月30日の期限後の追加加入の場合、共済金の支払を受ける権利は会費振込日の翌日から発生することをご承知おきください。
- 共済金の支払対象活動や共済金の額等は、当会「共済規程」で確認してください。
- ※欄は記入しないでください。

担当者氏名 \_\_\_\_\_

役 職 \_\_\_\_\_

連絡先(TEL) \_\_\_\_\_

※ 受付番号 ( )

一般財団法人鹿児島県教育安全振興会共済事業「PTA安全の部」  
追加共済加入確認書

※ 追加加入確認書作成日  
年 月 日

貴単位PTAから、下記のとおり追加加入申込みがあったことを確認します。

一般財団法人鹿児島県教育安全振興会  
理事長

印

記

単位PTA名 \_\_\_\_\_

PTA会長名 \_\_\_\_\_ 公印

	対象者	会 費	加入者数	金 額
会費等	P T A 会 員	100円 (1戸当たり)	戸	円
	教 職 員	100円 (1人当たり)	人	円
	支 援 者	100円 (1人当たり)	人	円
	合 計			円

※ 共済契約締結日  
令和 年 月 日

※ 共済期間  
令和 年 月 日～ 年 月 日

(お願い)

- 1  枠内は、追加加入申込みをされる単位PTAで記入・押印してください。
- 2 この確認書は、後日送付しますので保管をお願いします。
- 3 共済金の種類、共済金の支払対象活動や共済金額等については、当会「共済規程」で確認してください。
- 4 ※欄は記入しないでください。

第3号様式の1(共済規程第13条第1項関係)

「PTA安全の部」

災 害 報 告 書

年 月 日

一般財団法人鹿児島県教育安全振興会理事長 様

学校所在地 〒 市 町  
鹿児島県 郡 村

TEL ( )

報告責任者 単 位 P T A 名  
P T A 会 長 名

[公印]

下記のとおり報告します。

被共済者	単 位 P T A 名	
	フ リ ガ ナ	性 別
	氏 名	男 ・ 女
	生 年 月 日	年 月 日 生 年 齡 才 P ・ T ・ 支 援
災 害 発 生 状 況	発 生 日 時	年 月 日 ( ) 時 分 頃
	発 生 場 所	
	行 事 名	
	発 生 状 況 (具体的に記入)	
副 申	上記の災害は,PTA活動中において発生したものに相違ありません。	<p style="text-align: right;">年 月 日</p> 事実確認者職氏名 <p style="text-align: right;">[印]</p>
		<p style="text-align: right;">年 月 日</p> 校長氏名 <p style="text-align: right;">[印]</p>
通 信 欄		担当者氏名 役 職 名 連 絡 先 TEL ( )

- (注1) 災害発生日から30日以内に提出すること。(30日を経過したら遅延理由書を提出すること。)
- (注2) 当日の行事を裏付ける書類(案内書又は行事計画書)を添付すること。
- (注3) 災害報告書には医師等の診断書の添付は不必要です。

第3号様式の2(共済規程第13条第2項関係)

年 月 日

単位PTAの会長 様

一般財団法人鹿児島県教育安全振興会

理事長

印

「PTA安全の部」災害報告書の受理について（お知らせ）

貴単位PTA会長から提出された「PTA安全の部」の災害報告書について、  
下記のとおり受け付けましたのでお知らせします。

記

1 受付年月日 年 月 日

2 被共済者名 様

※ 次回審査会の予定は、年 月 日となっております。

連絡先 一般財団法人鹿児島県教育安全振興会

TEL 099-206-1072

第4号様式(共済規程第14条第2項関係)

「 PTA安全の部 」				
<b>死亡報告書</b>				
				※ 受付番号
単位PTA名			共済金の 受取人名	本人との続柄( )
フリガナ 被共済者氏名			性別	年齢
			男・女	才
災害発生の日時	年 月 日 曜日			当初の 傷病名
	午前 時 分			
午後				
死亡年月日	年 月 日		原因	
医療機関の 住所・氏名				
死亡までの 経緯				
上記のことは、事実と相違ないことを証明します。 年 月 日  単位PTA名 PTA会長名				
公印				
担当者氏名		役職名		
連絡先		TEL ( )		

- (注1) 死亡診断書写し又は死体検案書写しを添付すること。  
 (注2) 写しは必ず単位PTA会長の原本証明をつけること。  
 (注3) ※欄は記入しないでください。

第5号様式（共済規程第14条第2項関係）

「 PTA安全の部 」					
障 害 報 告 書					
					※ 受付番号
単 位 P T A 名			T E L		
			PTA会長名		
フ リ ガ ナ 被 共 済 者 氏 名			性別	年齢	P ・ T ・ 支 援
			男 ・ 女	才	
災 害 発 生 の 日 時	年 月 日 曜日 午前 時 分 午後	当 初 の 傷 病 名			
初 診 年 月 日	年 月 日	療 期	養 間	年 月 日 日間 年 月 日	
災 害 発 生 の 状 況					
治 療 の 経 緯					
上記のことは、事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 単位PTA名 PTA会長名 <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">公印</span>					
担当者氏名			役職名		
連 絡 先			TEL ( )		

(注1) 障害診断書及び障害の程度の証明書を添付すること。

(注2) ※欄は記入しないでください。

## 診 断 書

むちうち症・腰痛の場合、他覚症状の有無を詳細にご記入ください。

「 PTA安全の部 」

		カルテNO																	
傷病者	住所	1 健保	2 国保	3 労災	4 自費	5 その他 ( )													
	氏名	男・女	昭・平	年	月	日生	( )	才											
傷病名および受傷部位・態様																			
初診日	年 月 日	発病日または受傷日				年 月 日													
発病または受傷の原因(傷病者申告の内容を詳細にご記入ください。)																			
初診から現在までの主要症状並びに治療内容		むちうち症・腰痛の場合の他覚症状(レントゲン・脳波・筋電図など器質的変化)の有無																	
		検査結果																	
		X線異常 有・無																	
		その他 有・無																	
		該当傷病の治療歴の有・無(有の場合 病院名: )																	
		治療時期 ( 年 月 日 )																	
		既往症の有・無(有の場合 傷病名 )																	
		実通院治療日(○印をつけてください。)																	
入院治療	日間(うち外泊日数 日)	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	計
			17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日	
		月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	計
			17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日	
自	年	月	日																
至	年	月	日																
通院治療	日間(うち治療実日数 日)	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	計
			17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日	
		月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	計
			17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日	
自	年	月	日																
至	年	月	日																
年 月 日 治癒, 継続, 中止, 転医		月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	計
			17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日	
就業が全く不可能な時期 自 年 月 日 ~ 至 年 月 日																			
文書料												円							

上記のとおり診断いたします。

年 月 日

所在地

病院名

TEL

医師氏名

Ⓔ

「PTA安全の部」

## 共済金支払請求書

一般財団法人鹿児島県教育安全振興会理事長 様

一般財団法人鹿児島県教育安全振興会共済規程第14条の定めに基づき、

年 月 日付け災害報告書に係る被共済者( )

様の共済金を請求します。

なお、支払の際は、下記振込口座に振り込んでください。

年 月 日

請求者(共済金受取人)

学 校 名  
氏 名  
被共済者との続柄 ( )  
住 所  
連 絡 先  
振 込 口 座

金融機関名		支店名	
預金種別	普通・当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			

上記のとおり、相違ないことを確認します。

年 月 日  
学 校 名  
学 校 所 在 地  
連 絡 先  
単位PTA会長名

印

- ※ 請求者(共済金受取人)は、負傷・障害の場合は被共済者本人、死亡の場合は被共済者の法定相続人となります。
- ※ 振込口座は、請求者の本人名義の口座の内容を正確に記入してください。なお、共済金支払請求書の記載内容については共済金の支払のみに利用します。
- ※ 請求書には、共済規程第14条第2項に定める必要書類を添付してください。
- ※ 共済金は一災害につき一回限りの支払いとなりますので、共済金支払請求書は治療の完了を確認してから提出してください。

※ 受付番号 ( )

一般財団法人鹿児島県教育安全振興会共済事業「子ども安全の部」  
共済加入申込書

本単位PTAは一般財団法人鹿児島県教育安全振興会の設立の趣意に賛同し、貴会が取り扱う共済事業等に関する「共済規程」や「共済事業のしおり」を理解・確認し、加入者名簿及び会費を添えて加入を申し込みます。なお、申込書に記入した内容は事実と相違ありません。

加入申込年月日  
年 月 日

単位PTA名

PTA会長名

公印

単位PTAの住所

T E L

対象者	コース	1人当り会費	加入者数	金額	備考(在籍者数)
園児・小・中学生	A	300円	人	円	人
	B	400円	人	円	
高校生	A	300円	人	円	人
	B	400円	人	円	
教職員	A	300円	人	円	人
	B	400円	人	円	
指導者	A	/	/	/	
	B	400円	人	円	
合計	A	300円	人	円	
	B	400円	人	円	

(留意事項)

- 1 Aコース, Bコース別に加入者数, 金額及び在籍者数を記入してください。  
申込みについては個人ごとでなく単位PTAとしてまとめて申込みをしてください。
- 2 加入申込みと同時に会費の納入をしていただきます。
- 3 加入申込みは, 加入申込期限の6月30日までに行ってください。
- 4 共済金の支払対象活動や共済金の額等は, 当会「共済規程」で確認してください。
- 5 ※欄は記入しないでください。

担当者氏名

役 職

連絡先(TEL)

※ 受付番号 ( )

一般財団法人鹿児島県教育安全振興会共済事業「子ども安全の部」  
共済加入確認書

※ 加入確認書作成日  
年 月 日

貴単位PTAから、下記のとおり加入申込みがあったことを確認します。

一般財団法人鹿児島県教育安全振興会

理事長

印

記

単位PTA名

PTA会長名

公印

対象者	コース	1人当り会費	加入者数	金額	備考(在籍者数)
園児・小・中学生	A	300円	人	円	人
	B	400円	人	円	
高校生	A	300円	人	円	人
	B	400円	人	円	
教職員	A	300円	人	円	人
	B	400円	人	円	
指導者	A				
	B	400円	人	円	
合計	A	300円	人	円	
	B	400円	人	円	

※ 共済契約締結日  
令和 年 月 日

※ 共済期間  
令和 年 月 日 ~ 年 月 日

(お願い)

- 1 枠内は、加入申込みをされる単位PTAで記入・押印してください。
- 2 この確認書は、後日送付しますので保管をお願いします。
- 3 共済金の支払対象活動や共済金額等については、当会「共済規程」で確認してください。
- 4 ※欄は記入しないでください。

「子ども安全の部」

## 加入者名簿

単位PTA名 \_\_\_\_\_

PTA会長名 \_\_\_\_\_

公印

学年 組

番号	氏名	児童生徒等・教職員・指導者の別			A,Bコース別		部活動等名
		児童生徒等	教職員	指導者	Aコース	Bコース	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
合計							

(注1) 「児童生徒等・教職員・指導者の別」の欄は該当する者に○を付けてください。

(注2) 「A,Bコース別」の欄は該当するものに○を付けてください。

(注3) Bコースの場合、部活動等名欄に加入する部活動やスポーツクラブ等の青少年団体の具体的な名称を個人ごとに記入してください。(例 サッカー部)

(注4) Bコースの場合、年間行事計画表を添付してください。

※ 受付番号 ( )

一般財団法人鹿児島県教育安全振興会共済事業「子ども安全の部」  
追加共済加入申込書

本単位PTAは一般財団法人鹿児島県教育安全振興会の設立の趣意に賛同し、貴会が取り扱う共済事業等に関する「共済規程」や「共済事業のしおり」を理解・確認し、加入者名簿及び会費を添えて追加加入を申し込みます。なお、申込書に記入した内容は事実と相違ありません。

追加加入申込年月日  
年 月 日

単位PTA名

PTA会長名

公印

単位PTAの住所

T E L

対象者	コース	1人当り会費	加入者数	金額	備考(在籍者数)
園児・小・中学生	A	円	人	円	人
	B	円	人	円	
高校生	A	円	人	円	人
	B	円	人	円	
教職員	A	円	人	円	人
	B	円	人	円	
指導者	A	/	/	/	
	B	円	人	円	
合計	A	円	人	円	
	B	円	人	円	

(留意事項)

- 1 Aコース, Bコース別に追加加入者数, 金額及び在籍者数を記入してください。  
申込みについては個人ごとでなく単位PTAとしてまとめて申込をしてください。
- 2 追加加入申込みと同時に会費の納入をしていただきます。  
なお, 追加加入の場合の会費は, 第20条第2項の定めにより, 追加加入日が9月30日以前の場合は会費の全額, 10月1日以降の場合は会費の半額となっています。
- 3 7月1日以降の追加加入の場合は, 共済金の支払を受ける権利は, 会費振込日の翌日から発生することをご承知おきください。
- 4 共済金の支払対象活動や共済金の額等は, 当会「共済規程」で確認してください。
- 5 ※欄は記入しないでください。

担当者氏名

役 職

連絡先(TEL)

※ 受付番号 ( )

一般財団法人鹿児島県教育安全振興会共済事業「子ども安全の部」  
追加共済加入確認書

※ 追加加入確認書作成日  
年 月 日

貴団体から、下記のとおり追加加入申込みがあったことを確認します。

一般財団法人鹿児島県教育安全振興会

理事長

印

記

単位PTA名

PTA会長名

公印

対象者	コース	1人当り会費	加入者数	金額	備考(在籍者数)
園児・小・中学生	A	円	人	円	人
	B	円	人	円	
高校生	A	円	人	円	人
	B	円	人	円	
教職員	A	円	人	円	人
	B	円	人	円	
指導者	A				
	B	円	人	円	
合計	A	円	人	円	
	B	円	人	円	

※ 共済契約締結日

令和 年 月 日

※ 共済期間

令和 年 月 日 ~ 年 月 日

(お願い)

- 1 枠内は、追加加入の申込みをされる単位PTAで記入・押印してください。
- 2 この確認書は、後日送付しますので保管をお願いします。
- 3 共済金の支払対象活動や共済金額等については、当会「共済規程」で確認してください。
- 4 ※欄は記入しないでください。

第8号様式の6(共済規程第20条第1項関係)

「子ども安全の部」

## 追加加入者名簿

単位PTA名 \_\_\_\_\_

PTA会長名 \_\_\_\_\_ 公印

学年 組

番号	氏名	児童生徒等・教職員・指導者の別			A,Bコース別		備考 (部活動等名, 学校名, 変更状況)
		児童生徒等	教職員	指導者	Aコース	Bコース	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
合 計							

(注1) 「児童生徒等・教職員・指導者の別」の欄は該当する者に○を付けてください。

(注2) 「A,Bコース別」の欄は該当するものに○を付けてください。

(注3) Bコースの場合、備考欄に加入する部活動やスポーツクラブ等の青少年団体の具体的な名称を個人ごとに記入してください。(例 サッカー部)

(注4) Bコースの場合、年間行事計画表を添付してください。

(注5) 転入生の場合、備考欄に転校元の学校名を記入してください。(例 城山小学校)

(注6) コースを変更した場合、備考欄に変更状況を記入してください。(例 AコースからBコースへ)

第9号様式の1(共済規程第24条第1項関係)

「子ども安全の部」

## 災 害 報 告 書

		※ 受付番号		
単 位 P T A 名		共 済 金 受 取 人 ( 保 護 者 等 ) 氏 名	被共済者との続柄( )	
フリガナ 被共済者氏名			学 年 組	男 女
災害発生の日時	年 月 日 ( ) 曜日 午前 時 分 午後	当 初 の 傷 病 名		
主催 行事 共催				
災害発生の状況	くわしく記入する			
災害発生後の措置状況	くわしく記入する			
初診時の医療機関名				
上記のことは、事実と相違ないことを証明します。 年 月 日  単 位 P T A 名  P T A 会 長 名				
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px;">公印</div>				
担当者氏名		役職名		
連絡先		TEL ( )		

- (注1) 災害報告書は、災害が発生した日から30日以内に行事計画書を添付して提出すること。  
報告が30日を経過した場合は、遅延理由書(単位PTA独自のもの)を提出すること。
- (注2) 登下校中の場合は、通学(園)路図及び現場の見取図を添付すること。
- (注3) 交通事故の場合は、現場の見取図を添付すること。
- (注4) 自転車・単車通学生は、その許可証の写しを添付すること。
- (注5) ※欄は記入しないでください。

年 月 日

単位PTAの会長 様

一般財団法人鹿児島県教育安全振興会

理事長

印

「子ども安全の部」災害報告書の受理について（お知らせ）

貴単位PTA会長から提出された「子ども安全の部」の災害報告書について、  
下記のとおり受け付けましたのでお知らせします。

記

1 受付年月日 年 月 日

2 被共済者名 様

※ 次回審査会の予定は、年 月 日となっております。

連絡先 一般財団法人鹿児島県教育安全振興会

TEL 099-206-1072

「子ども安全の部」

## 死 亡 報 告 書

		※ 受付番号		
単 位 P T A 名		共 済 金 受 取 人 ( 保 護 者 等 ) 氏 名	被共済者との続柄( )	
フリガナ		学 年 組		男 女
被共済者氏名				
災害発生の日時	年 月 日( )曜日 午前 時 分 午後	当 初 の 傷 病 名		
死亡年月日	年 月 日( )曜日	死亡した 場所		
死亡診断をした 医師の住所・ 氏 名				
傷病名及び 傷病から死亡 までの経過				
上記のことは、事実と相違ないことを証明します。 年 月 日  単 位 P T A 名  P T A 会 長 名				
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">公印</div>				
担当者氏名		役職名		
連絡先		TEL ( )		

- (注1) 死亡診断書写し又は死体検案書写しを添付すること。  
 (注2) 写しは必ずPTA会長か校長の原本証明をつけること。  
 (注3) ※欄は記入しないでください。

「子ども安全の部」

## 障 害 報 告 書

		※ 受付番号		
単 位 P T A 名		共 済 金 受 取 人 ( 保 護 者 等 ) 氏 名	被共済者との続柄( )	
フリガナ		学 年 組		男 女
被共済者氏名				
災害発生の日時	年 月 日 ( ) 曜日 午前 時 分 午後	当 初 の 傷 病 名		
初 診 年 月 日	年 月 日	療 養 期 間	年 月 日 年 月 日	日 間
災害発生の状況 及び治療の経過  (具体的に記入)	くわしく記入する			
上記のことは、事実と相違ないことを証明します。 年 月 日  単 位 P T A 名  P T A 会 長 名				
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px;">公印</div>				
担当者氏名		役職名		
連絡先		TEL ( )		

(注1) 障害診断書及び障害の程度の証明書を添付すること。

(注2) ※欄は記入しないでください。

第12号様式(共済規程第25条第2項関係)

「子ども安全の部」

診療状況書

単位PTA名		氏名		男	女
傷病名	(1) (2) (3)				
療養期間		診療実日数		転帰	
年	月	日	入院( )	治ゆ	繰越
年	月	日	通院( )		
療養に要した診療報酬点数					
診療月	診療報酬請求点数	診療月	診療報酬請求点数		
月分	点	月分	点		
〃		〃			
〃		〃			
〃		〃			
〃		合計	点		
〃		文書料	円		
上記のとおりです。					
年 月 日					
療養機関所在地及び名称					
氏名					
印					
※ 決定 共済金額 (交通事故共済金は除く)	$\left[ 10円 \times \quad \text{点} \times 0.4 \right] =$				

(注1) 治療完了後1か月以内に診療状況書を提出すること。

(注2) 30日を経過した場合は、遅延理由書(単位PTA独自のもの)を提出すること。

(注3) ※欄は記入しないでください。

「子ども安全の部」

## 共済金支払請求書

一般財団法人鹿児島県教育安全振興会理事長 様

一般財団法人鹿児島県教育安全振興会共済規程第25条の定めに基づき、  
年 月 日付け災害報告書に係る被共済者( )  
様の共済金を請求します。

なお、支払の際は、下記振込口座に振り込んでください。

年 月 日

請求者(共済金受取人)

学 校 名  
氏 名 (印)  
被共済者との続柄 ( )  
住 所  
連 絡 先  
振 込 口 座

金融機関名		支店名	
預金種別	普通・当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			

上記のとおり、相違ないことを確認します。

年 月 日  
学 校 名  
学 校 所 在 地  
連 絡 先  
単位PTA会長名

印

- ※ 請求者(共済金受取人)は、被共済者が18歳未満の場合はその保護者、18歳以上の場合は被共済者(死亡の場合は被共済者の法定相続人)となりますが、被共済者の同意がある場合はその保護者でも可能です。
- ※ 振込口座は、請求者の本人名義の口座の内容を正確に記入してください。なお、共済金請求書の記載内容については共済金の支払のみに利用します。
- ※ 請求書には、共済規程第25条第2項に定める必要書類を添付してください。
- ※ 共済金は一災害につき一回限りの支払いとなりますので、共済金支払請求書は、治療の完了を確認してから提出してください。

「 PTA安全の部 」

異 動 届 出 書

年 月 日

一般財団法人鹿児島県教育安全振興会理事長 様

貴一般財団法人鹿児島県教育安全振興会の会員で  
本PTAの会員が下記のとおり異動しましたのでお届け  
します。

記

異動者氏名

異 動 先

学校PTA

単 位 P T A 名

P T A 会 長 名

公印

「子ども安全の部」

異 動 届 出 書

年 月 日

一般財団法人鹿児島県教育安全振興会理事長 様

貴一般財団法人鹿児島県教育安全振興会の会員で  
本PTAの会員の児童生徒等が下記のとおり異動しまし  
たのでお届けします。

記

異動者氏名  
( 児童生徒等の氏名 )

異 動 先

学校PTA

単 位 P T A 名

P T A 会 長 名

公印

「子ども安全の部」

## 同 意 書

年 月 日

一般財団法人鹿児島県教育安全振興会理事長 様

被共済者

学 校 名

氏 名

印

生年月日 年 月 日生 ( 歳)

住 所

一般財団法人鹿児島県教育安全振興会共済規程第21条第2号の定めに基づき、  
年 月 日付け災害報告書に係る私の共済金について、下記の者が  
共済金受取人となることに同意します。

記

共済金受取人

氏 名

被共済者との続柄 ( )

住 所

連 絡 先

- ※ この同意書は、被共済者である18歳以上の生徒が、共済金受取人を保護者とする場合のものであります。
- ※ 共済金受取人は、被共済者が18歳未満の場合はその保護者、18歳以上の場合には被共済者となりますが、被共済者の同意がある場合は保護者となりますので、この同意書を作成の上共済金支払請求書と一緒に提出してください。

別表1

## 障害共済金・交通事故障害支払基準

(PTA安全の部)

部位	金額	級				
		1	2	3	4	
		一般事故障害	200 (万円)	176 (万円)	155 (万円)	136 (万円)
		交通事故障害	100 (万円)	93 (万円)	85 (万円)	77 (万円)
1	眼	・ 両眼が失明したもの	・ 一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの ・ 両眼の視力が0.02以下になったもの	・ 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	・ 両眼の視力が0.06以下になったもの	
2	咀嚼言語	・ 咀嚼及び言語の機能を廃したもの		・ 咀嚼又は言語の機能を廃したもの	・ 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの	
3	神経精神	・ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	・ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	・ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの		
4	胸腹部臓器	・ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	・ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	・ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの		
5	上肢手	・ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ・ 両上肢の用を全廃したもの	・ 両上肢を手関節以上で失ったもの	・ 両手の手指の全部を失ったもの	・ 一上肢をひじ関節以上で失ったもの ・ 両手の手指の全部の用を廃したもの	
6	下肢足	・ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ・ 両下肢の用を全廃したもの	・ 両下肢を足関節以上で失ったもの		・ 一下肢をひざ関節以上で失ったもの ・ 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	
7	耳・鼻・歯				・ 両耳の聴力を全く失ったもの	
8	脊柱					
9	その他					

5	6	7	8
116 (万円)	99 (万円)	83 (万円)	58 (万円)
69 (万円)	61 (万円)	52 (万円)	44 (万円)
・一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの	・両眼の視力が0.1以下になったもの	・一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの	・一眼が失明し、又は一眼の視力が0.02以下になったもの
	・咀嚼やく又は言語の機能に著しい障害を残すもの		
・神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの		・神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
・胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの		・胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
・一上肢を手関節以上で失ったもの ・一上肢の用を全廃したもの	・一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの ・一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失ったもの	・一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ・一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指を失ったもの ・一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したもの	・一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの ・一上肢に偽関節を残すもの ・一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指を失ったもの ・一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指の用を廃したもの
・一下肢を足関節以上で失ったもの ・一下肢の用を全廃したもの ・両足の足指の全部を失ったもの	・一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの	・一足をリスフラン関節以上で失ったもの ・両足の足指の全部の用を廃したもの ・一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	・一下肢を5cm以上短縮したもの ・一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの ・一下肢に偽関節を残すもの ・一足の足指の全部を失ったもの
	・両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ・一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	・両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ・一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	・脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの		・脊柱に運動障害を残すもの
		・外貌に著しい醜状を残すもの ・両側の辜丸を失ったもの	

部位	級		9	10	11
	金額		48 (万円)	35 (万円)	25 (万円)
		交通事故障害	36 (万円)	29 (万円)	22 (万円)
1 眼		<ul style="list-style-type: none"> <li>・両眼の視力が0.6以下になったもの</li> <li>・一眼の視力が0.06以下になったもの</li> <li>・両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</li> <li>・両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一眼の視力が0.1以下になったもの</li> <li>・正面視で複視を残すもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</li> <li>・両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li> <li>・一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> </ul>	
2 咀嚼言語		<ul style="list-style-type: none"> <li>・咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの</li> </ul>		
3 神経精神		<ul style="list-style-type: none"> <li>・神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> </ul>			
4 胸腹部臓器		<ul style="list-style-type: none"> <li>・胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</li> </ul>	
5 上肢手		<ul style="list-style-type: none"> <li>・一手の母指又は母指以外の二の手指を失ったもの</li> <li>・一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指の用を廃したもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの</li> <li>・一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一手の示指、中指又は環指を失ったもの</li> </ul>	
6 下肢足		<ul style="list-style-type: none"> <li>・一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの</li> <li>・一足の足指の全部の用を廃したもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一下肢を3cm以上短縮したもの</li> <li>・一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>・一足の第一の足指又は他の四の足指を失ったもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの</li> </ul>	
7 耳・鼻・歯		<ul style="list-style-type: none"> <li>・鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</li> <li>・両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>・一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</li> <li>・一耳の聴力を全く失ったもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>・両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</li> <li>・一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>・両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</li> <li>・一耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> </ul>	
8 脊柱				<ul style="list-style-type: none"> <li>・脊柱に変形を残すもの</li> </ul>	
9 その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・生殖器に著しい障害を残すもの</li> <li>・外貌に相当程度の醜状を残すもの</li> </ul>			

12	13	14
18 (万円)	12 (万円)	8 (万円)
15 (万円)	10 (万円)	7 (万円)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</li> <li>・一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一眼の視力が0.6以下になったもの</li> <li>・一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</li> <li>・正面視以外で複視を残すもの</li> <li>・両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・局部に頑固な神経症状を残すもの</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・局部に神経症状を残すもの</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</li> <li>・一手の小指を失ったもの</li> <li>・一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一手の小指の用を廃したもの</li> <li>・一手の母指の指骨の一部を失ったもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</li> <li>・一手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</li> <li>・一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</li> <li>・一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三の足指を失ったもの</li> <li>・一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一下肢を1cm以上短縮したもの</li> <li>・一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失ったもの</li> <li>・一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</li> <li>・一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・七歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>・一耳の耳殻の大部分を欠損したもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・五歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>・一耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・鎖骨・胸骨・肋骨・けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの</li> <li>・長管骨に変形を残すもの</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外貌に醜状を残すもの</li> </ul>		

別表2

## 障害共済金・交通事故障害支払基準

(子ども安全の部)

部位	級		1	2	3	4
	金額	障害	1,500 (万円)	1,318 (万円)	1,164 (万円)	1,020 (万円)
		学校教育外	1,100 (万円)	978 (万円)	862 (万円)	757 (万円)
		交通事故障害	300 (万円)	266 (万円)	235 (万円)	206 (万円)
1 眼			・両眼が失明したもの	・一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの ・両眼の視力が0.02以下になったもの	・一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	・両眼の視力が0.06以下になったもの
2 咀嚼言語			・咀嚼及び言語の機能を廃したもの		・咀嚼又は言語の機能を廃したもの	・咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの
3 神経精神			・神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	・神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	・神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	
4 胸腹部臓器			・胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	・胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	・胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	
5 上肢手			・両上肢をひじ関節以上で失ったもの ・両上肢の用を全廃したもの	・両上肢を手関節以上で失ったもの	・両手の手指の全部を失ったもの	・一上肢をひじ関節以上で失ったもの ・両手の手指の全部の用を廃したもの
6 下肢足			・両下肢をひざ関節以上で失ったもの ・両下肢の用を全廃したもの	・両下肢を足関節以上で失ったもの		・一下肢をひざ関節以上で失ったもの ・両足をリスフラン関節以上で失ったもの
7 耳・鼻・歯						・両耳の聴力を全く失ったもの
8 脊柱						
9 その他						

5	6	7	8
876 (万円)	743 (万円)	620 (万円)	432 (万円)
649 (万円)	550 (万円)	460 (万円)	340 (万円)
177 (万円)	150 (万円)	125 (万円)	101 (万円)
・一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの	・両眼の視力が0.1以下になったもの	・一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの	・一眼が失明し、又は一眼の視力が0.02以下になったもの
	・咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの		
・神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの		・神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
・胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの		・胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
・一上肢を手関節以上で失ったもの ・一上肢の用を全廃したもの	・一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの  ・一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失ったもの	・一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの  ・一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指を失ったもの ・一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したもの	・一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの ・一上肢に偽関節を残すもの  ・一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指を失ったもの ・一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指の用を廃したもの
・一下肢を足関節以上で失ったもの ・一下肢の用を全廃したもの  ・両足の足指の全部を失ったもの	・一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの	・一足をリスフラン関節以上で失ったもの ・両足の足指の全部の用を廃したもの  ・一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	・一下肢を5cm以上短縮したもの ・一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの ・一下肢に偽関節を残すもの  ・一足の足指の全部を失ったもの
	・両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの  ・一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	・両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの  ・一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	・脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの		・脊柱に運動障害を残すもの
		・外貌に著しい醜状を残すもの ・両側の睾丸を失ったもの	

部位	級		9	10	11	
	金額	障害	学校教育外	360 (万円)	259 (万円)	187 (万円)
			学校教育内	264 (万円)	204 (万円)	151 (万円)
		交通事故障害	78 (万円)	60 (万円)	44 (万円)	
1 眼			<ul style="list-style-type: none"> <li>・両眼の視力が0.6以下になったもの</li> <li>・一眼の視力が0.06以下になったもの</li> <li>・両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</li> <li>・両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一眼の視力が0.1以下になったもの</li> <li>・正面視で複視を残すもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</li> <li>・両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li> <li>・一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> </ul>	
2 咀嚼言語			<ul style="list-style-type: none"> <li>・咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの</li> </ul>		
3 神経精神			<ul style="list-style-type: none"> <li>・神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> </ul>			
4 胸腹部臓器			<ul style="list-style-type: none"> <li>・胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</li> </ul>	
5 上肢手			<ul style="list-style-type: none"> <li>・一手の母指又は母指以外の二の手指を失ったもの</li> <li>・一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指の用を廃したもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの</li> <li>・一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一手の示指、中指又は環指を失ったもの</li> </ul>	
6 下肢足			<ul style="list-style-type: none"> <li>・一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの</li> <li>・一足の足指の全部の用を廃したもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一下肢を3cm以上短縮したもの</li> <li>・一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>・一足の第一の足指又は他の四の足指を失ったもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの</li> </ul>	
7 耳・鼻・歯			<ul style="list-style-type: none"> <li>・鼻が欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</li> <li>・両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>・一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</li> <li>・一耳の聴力を全く失ったもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>・両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</li> <li>・一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>・両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</li> <li>・一耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> </ul>	
8 脊柱					<ul style="list-style-type: none"> <li>・脊柱に変形を残すもの</li> </ul>	
9 その他			<ul style="list-style-type: none"> <li>・生殖器に著しい障害を残すもの</li> <li>・外貌に相当程度の醜状を残すもの</li> </ul>			

12	13	14
134 (万円)	86 (万円)	48 (万円)
106 (万円)	68 (万円)	37 (万円)
31 (万円)	20 (万円)	11 (万円)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</li> <li>・一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一眼の視力が0.6以下になったもの</li> <li>・一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</li> <li>・正面視以外で複視を残すもの</li> <li>・両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・局部に頑固な神経症状を残すもの</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・局部に神経症状を残すもの</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</li> <li>・一手の小指を失ったもの</li> <li>・一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一手の小指の用を廃したもの</li> <li>・一手の母指の指骨の一部を失ったもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</li> <li>・一手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</li> <li>・一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</li> <li>・一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三の足指を失ったもの</li> <li>・一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一下肢を1cm以上短縮したもの</li> <li>・一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失ったもの</li> <li>・一足の第二の足指の用を廃したものの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</li> <li>・一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・七歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>・一耳の耳殻の大部分を欠損したもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・五歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>・一耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・鎖骨・胸骨・肋骨・けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの</li> <li>・長管骨に変形を残すもの</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外貌に醜状を残すもの</li> </ul>		

## 準備金等に関する計算方法

準備金等に関する計算方法は、次のとおりである。

### I 準備金及び責任準備金の計算方法

#### 1 「準備金」について

- (1) 共済会計において、「責任準備金」及び「支払備金」を積み立てた上で生じた剰余金の5分の1以上を積立限度額に達するまで毎年積み立てるものとする。
- (2) 定款第6条で定めた額2億円まで積み立てた上で、剰余金が生じた場合は更に積み立てることができるものとする。

#### 2 「責任準備金」について

- (1) 「未経過共済掛金」について  
事業年度と共済期間が同期間であるため、積み立てないものとする。
- (2) 「異常危険準備金」について
  - ① 当該事業年度に収入した純掛金部分に相当する純掛金総収入額（収入危険共済掛金）に、千分の50を乗じて得た額を積み立てるものとする。
  - ② 「異常危険準備金」は①の純掛金総収入額の2倍の額に達するまでは、毎事業年度積立を行うものとする。

#### 3 「支払備金」について

- (1) 「普通支払備金」について  
事業年度末において、支払うことが判明しながら、支出として計上していない共済金額を見込額として積み立てる。
- (2) 「既発生未報告支払備金」について
  - ・ 事業開始初年度：当該事業年度に収入した収入危険共済掛金総額から共済金支払総額、異常危険準備金及び普通支払備金として積み立てる金額を除いた額
  - ・ 事業開始後2事業年度目：前事業年度（事業開始初年度）の既発生未報告支払備金積立所要額（A）に、当該事業年度（事業開始後2事業年度目）の共済金支払総額（B）及び普通支払備金（C）の合計額を、前事業年度（事業開始初年度）の共済金支払総額（B'）及び普通支払備金（C'）の合計額で除して得られた率を乗じて得た額
$$A \times (B + C) / (B' + C')$$
  - ・ 事業開始後3事業年度目：前事業年度（事業開始後2事業年度目）の既発生未報告支払備金積立所要額（A'）に、当該事業年度（事業開始後3事業年度目）の共済金支払総額（B''）及び普通支払備金（C''）の合計額を、前事業年度（事業開始後2事業年度目）の共済金支払総額（B）及び普通支払備金（C）の合計額で除して得られた率を乗じて得た額、及び前々事業年度（事業開始初年度）の既発生未報告支払備金積立所要額（A）に、当該事業年度（事業開始後3事業年度目）の共済金支払総額（B''）及び普通支払備金（C''）の合計額を、前々事業年度（事業開始初年度）の共済金支払総額（B'）及び普通支払備金（C'）の合計額で除して得られた率を乗じて得た額を平均した額
$$\{A' \times (B'' + C'') / (B + C)\} + \{A \times (B'' + C'') / (B' + C')\} / 2$$

### II 未収共済掛金の計上に関する事項について

事業年度末までには、完収されるため、計上しない。

(参考資料)

## 文部科学省告示第175号

P T A・青少年教育団体共済法施行規則（平成22年文部科学省令第24号）第25条第2項及び第27条第1項第2号の規定に基づき、文部科学大臣が定める積立て及び取崩しに関する基準並びに文部科学大臣が定める金額を次のとおり告示する。

平成22年12月27日

文部科学大臣 高木 義明

P T A・青少年教育団体共済法施行規則第25条第2項の文部科学大臣が定める積立て及び取崩しに関する基準並びに同規則第27条第1項第2号の文部科学大臣が定める金額を定める件

(定義)

第1条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 収入共済掛金 当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した共済掛金（当該共済掛金のうちに払い戻した、又は払い戻すべきものがある場合には、その金額を控除した金額）をいう。
- 二 危険差損 実際の危険率が予定危険率よりも高い場合に生ずる損失を言う。

(異常危険準備金の積立基準)

第2条 P T A・青少年教育団体共済法施行規則（平成22年文部科学省令第24号。以下「規則」という。）第25条第1項第2号に掲げる異常危険準備金は、当該事業年度における収入危険共済掛金（収入共済掛金のうち危険掛金部分に相当する金額をいう。以下同じ。）に千分の五十を乗じて得た額以上を積み立てるものとする。

(異常危険準備金の積立限度)

第3条 異常危険準備金は、当該事業年度における収入危険共済掛金の額の2倍に達するまでは、毎事業年度積み立てなければならない。

(異常危険準備金の取崩基準)

第4条 異常危険準備金は、危険差損がある場合において当該危険差損のてん補に充てるときを除き、取り崩してはならない。

(既発生未報告支払備金)

第5条 規則第27条第1項第2号の文部科学大臣が定める金額は、共済規程（P T A・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する共済規程をいう。）に基づく共済事業の種類ごとに、それぞれ次の各号に掲げる金額を平均した金額とする。

ただし、当該平均した金額が零を下回った場合には、零とする。

- 一 支払備金の計算の対象となる事業年度（以下「対象事業年度」という。）の前事業年度末の既発生未報告支払備金積立所要額（次項に規定する既発生未報告支払備金積立所要額をいう。以下同じ。）に、対象事業年度の共済金等の支払額（当該事業年度の末日以前に発生した共済事故に関し、当該事業年度に支払った共済金の額と当該事業年度の普通支払備金（規則第27条第1項第1号に定める金額を積み立てる支払備金をいう。以下、同じ。）の額の合計をいう。以下同じ。）を対象事業年度の前事業年度の共済金等の支払額で除して得られた率を乗じて得られた金額
  - 二 対象事業年度の二事業年度前の事業年度末の既発生未報告支払備金積立所要額に、対象事業年度の共済金等の支払額を対象事業年度の二事業年度前の事業年度の共済金等の支払額で除して得られた率を乗じて得られた金額
  - 三 対象事業年度の三事業年度前の事業年度末の既発生未報告支払備金積立所要額に、対象事業年度の共済金等の支払額を対象事業年度の三事業年度前の事業年度の共済金等の支払額で除して得られた率を乗じて得られた金額
- 2 既発生未報告支払備金積立所要額は、その計算の対象となる各事業年度の末日以前に発生した共済事故に関し、当該各事業年度の翌事業年度に支払った共済金の額と当該各事業年度の翌事業年度の普通支払備金の額の合計額から当該各事業年度の普通支払備金の額を控除した額をいう。

#### 附 則

この告示は、法の施行の日（平成23年1月1日）から施行する。



## 共済事業に関するQ & A

(共済事業に関する疑問に対する基本的な考えです。)

### I 経緯等について

1 共済事業の前身は何ですか。

① 県PTA連合会の「県PTA連合会安全互助会」と「県PTA子ども災害安全会」で実施していた「見舞金給付事業」です。

2 共済事業はいつからはじまりましたか。

① 共済事業は、「PTA・青少年教育団体共済法」(以下「PTA共済法」という。)に基づき、平成24年4月1日からの災害に対して補償をはじめています。

3 共済事業はどのような内容ですか。

① 県教育委員会の認可を受けた事業で、「PTA安全の部」と「子ども安全の部」において、それぞれ死亡共済金、障害共済金、負傷共済金(入院・通院)を支払う事業です。

4 共済事業に加入申込みをするまでに必要な手続がありますか。

① 加入したい前年度の3月末日までに当法人と共済契約の手続を完了しておくことが必要です。共済契約の手続を完了しないと、以後の加入手続等はできません

5 会費はどのようになっていますか。

① 「PTA安全の部」は年間100円、「子ども安全の部」Aコースは年間300円及び「子ども安全の部」Bコースは年間400円です。ただし、「子ども安全の部」だけは、10月1日以降に追加加入した場合の会費は半額となります。

6 会費は共済事業だけに使用するのですか。

① 当法人の全ての事業に使用します。なお、会費は共済掛金とその他会費で構成されており、共済掛金は共済事業に充当し、その他会費は共済事業以外の事業に充当します。

7 共済掛金分だけを納入することができますか。

① 定款の規定により、当法人の会員となるためには会費を納入することとなっており、共済掛金分だけの納入は認められません。

8 「子ども安全の部」のBコースはどのような制度ですか。

① Bコースは、部活動やスポーツクラブ等の青少年団体(特別団体)に所属している幼児、児童生徒等が加入し、特別団体の活動中に災害が発生した場合、負傷共済金等を請求することができる制度です。

9 共済期間はどのようになっていますか。

① 「PTA共済法」に基づき、共済期間は1年間を超えないこととなっています。

10 「独立行政法人日本スポーツ振興センター」とはどのような関係がありますか。

① 補償内容・方法等については関係はありません。災害が発生した場合の共済金額・支払方法等は、当法人の共済規程に則り独自に行います。

## Ⅱ 共済契約等について

- 1 共済契約は誰が誰との間で行うのですか。
  - ① 共済事業は、個人契約でなく、単位PTA会長を共済契約者とする単位PTAとの団体契約となっていますので、単位PTA会長が当法人との間で行うことになっています。
  
- 2 共済契約の手続はいつ行うのですか。
  - ① 当該事業年度の前年度の3月末日までに、共済契約申込書の提出をもって共済契約の手続を完了することとなっています。なお、3月中であれば共済契約の内容変更はできますが、4月以降の共済契約の内容変更及び新規の共済契約の手続はできません。
  
- 3 共済契約申込書は前年度の「共済事業手引書」に掲載してあるものを提出するのですか。
  - ① 共済契約の手続は3月末日までに完了しなければなりません。  
毎年2月中旬に各単位PTAに、「共済事業等の実施について」の通知文とともに共済契約申込書を送付しますので所要事項を記入して当法人に提出してください。
  
- 4 共済契約を前年度の3月末日までに行うのはどうしてですか。
  - ① 新年度早い時期に発生が予想される災害への共済金の支払を可能にするため、災害の発生時以前には共済契約を締結しておくことが求められているためです。
  
- 5 「子ども安全の部」のAコースとBコースはそれぞれ別のものとして共済契約を締結する必要がありますか。
  - ① AコースとBコースは補償内容等が違いますので、別々に共済契約をすることとなっています。新年度4月以降の加入申込状況が予測不明な場合は、AコースとBコースの両方に共済契約の申込みをしてください。
  
- 6 共済契約を電話やメールで行うことができますか。
  - ① 共済契約申込書に所定の事項を記載し、期限までに当法人に提出することで共済契約の締結が決定しますので、電話やメールでの共済契約の受付はしていません。
  
- 7 共済契約申込書中の加入見込み数と加入申込書中の加入者数は同数でないためですか。
  - ① 共済契約書を提出する時期には、新年度の正確な加入申込者数は不明と思われるので増減があってもかまいません。なお、共済契約の締結がなされていても加入申込みをしないことはできますが、逆に、共済契約の締結がなされていない場合の加入申込みはできません。
  
- 8 共済契約申込書の公印は、学校長印でもよいですか。
  - ① 単位PTA会長の公印がない場合は、学校長印を押印してください。
  
- 9 転入生については、転入の時点で新たな共済契約の手続ができますか。
  - ① 共済契約は、単位PTA会長が3月末日までに締結することになっていますので、4月以降の共済契約はできません。転入前が共済契約締結校の場合でも、転入先が共済契約未締結校の場合は共済金を受ける権利は消滅することになります。
  
- 10 学校の統廃合に伴い、新設校において共済契約申込書を3月末日までに提出することが困難な場合は、どのように対応したらよいですか。
  - ① 特別な事例と思われるので、事前に当法人の事務局に相談してください。

### Ⅲ 加入申込等について

- 1 前年度の3月末日までに共済契約の締結がなされていない場合、4月1日以降の加入申込みはできないのですか。  
① 共済契約の締結がされていない場合は、加入申込みは受けられません。共済事業のどのコース等に加入申込みをするか不明の場合は、すべてのコース等と共済契約をする手続をしてください。
- 2 共済契約の締結後、6月30日までに会費の振込みがなされない場合、共済契約は失効するとなっていますが、加入申込みができないということですか。  
① 共済契約は効力を失いますので、加入申込みは受け付けられません。
- 3 共済契約の締結後、6月30日までの会費振込前に災害が発生した場合、共済金の支払対象として適用されますか。  
① 前年度3月末日までに、当該災害に関する共済契約がなされている場合は、4月1日に遡って適用します。
- 4 「PTA安全の部」に加入申込みができるのは、保護者だけですか。  
① PTA会員である保護者、教職員及び支援者です。
- 5 「PTA安全の部」における支援者と代理人とはどのような人ですか。  
① 支援者は、PTAが主催又は共催している行事やPTAが参加を計画した学校行事等の活動を支援する者です。例えば、単位PTAで準会員制度を設けている場合の準会員、夏季休業中のプール監視者やスクールガード等です。  
代理人は、児童生徒の親族で単位PTA会長よりPTA活動への代理参加を事前に認められた者です。
- 6 「PTA安全の部」に加入申込みをする場合、加入者名簿は必要ですか。  
① 保護者と教職員については名簿は学校で保存しておいてください。ただし、支援者については加入者名簿を作成して提出してください。
- 7 「子ども安全の部」に加入申込みができるのは、児童生徒だけですか。  
① 幼稚園児、児童生徒、教職員、指導者です。
- 8 「子ども安全の部」における指導者とはどのような人ですか。  
① 単位PTA会長が特別団体の活動の指導者として認めた者です。  
ただし、常時特別団体の活動に参加し、指導をしていることが必要です。AコースでなくBコースだけに該当します。
- 9 「子ども安全の部」Bコースには、文科系のクラブに所属している児童生徒も加入できますか。また、この場合、具体的な部活動名やクラブ名等の記載が必要ですか。  
① 体育系、文化系の所属にかかわらず加入できます。その際、加入者名簿の部活動名等欄に必ず具体的な部活動名やクラブ名を個人ごとに記載することが必要です。

- 10 教職員は、「P T A安全の部」、「子ども安全の部」Aコース・Bコースのいずれにも加入できるようになっていますが、すべてに加入申込みをする必要がありますか。
- ④ すべてに加入申込みをする必要はありません。共済金を支払う対象の活動内容等がそれぞれ異なっていますので、それらを踏まえて加入申込みをしてください。特に、Bコースの場合は特別団体に所属している必要がありますので注意してください。
- 11 非常勤の教職員やP T A雇用の職員も加入できますか。
- ④ 学校内で勤務し、P T A行事等に参加することが予想される場合、加入できます。
- 12 共済契約の締結後、6月30日までに会費の振込みが完了している場合、7月以降の追加加入はできますか。また、その場合の共済期間はどのようになりますか。
- ④ 追加加入できます。その場合、追加加入申込手続完了日（追加会費振込日）の翌日より翌年の3月31日までが共済期間となります。
- 13 10月1日以降、追加加入をする場合及び県内外からの転入による追加加入をする場合の会費はどのようになりますか。
- ④ 10月1日以降の追加加入の場合の会費は、「P T A安全の部」は全額の100円ですが、「子ども安全の部」はAコース及びBコースとも半額の150円と200円となります。
- なお、追加加入の場合は追加加入申込以前に加入手続がされていることが必要です。
- 14 「子ども安全の部」において、AコースからBコースへの変更は可能ですか。その際、会費の追加が生じますか。
- ④ 単位P T AとしてBコースへの共済契約の締結及び加入申込みがされている場合は可能です。この場合、Bコースへの追加加入で扱いますので追加加入申込書で手続をすることになります。AコースとBコースでは会費が異なりますので会費の追加は生じますが、変更時期によって追加する会費額が変わりますので当法人の事務局に相談してください。
- 15 「子ども安全の部」Bコースにおいて、1人で複数の部活動に属している場合、複数の加入申込みをする必要がありますか。また、その場合の会費はどのようになりますか。
- ④ 複数の部活動に所属していても1回の加入申込みで、会費は1人分です。加入者名簿の備考欄に複数の部活動名を記入してください。
- 16 加入申込後の県内外からの児童生徒の転入生の加入手続はどのようにしたら良いですか。
- ④ 県外からの転入生の場合は追加加入申込手続が必要です。その際の会費は9月末日までは全額、10月1日以降の場合は半額となります。また、県内からの転入生の場合は、転入前のコース等の加入状況によって納入する会費が異なってきますので確認してください。不明の場合は当法人の事務局に相談してください。
- 17 「子ども安全の部」Bコースにおいて、テニス部を辞めて新たに野球部で活動する場合、追加加入申込みをする必要がありますか。
- ④ Bコースの契約は継続しますので追加加入申込みの必要はありません。ただし、部活動名の変更については当法人の事務局に連絡してください。

18 加入申込書や追加加入申込書を提出したとき、受け付けられたかどうかの確認はどのようにしますか。

- ④ 加入申込書や追加加入申込書と同時に提出される共済加入確認書や追加共済加入確認書を、会費納入確認後、共済期間等の所定事項を記載して返送しますので確認してください。

#### IV 会費返還等について

1 年度途中の県外異動の場合、会費は返還されますか。また、本人宛てに連絡しますか。

- ④ 「PTA安全の部」の場合は会費の返還はしません。「子ども安全の部」の場合は、契約未経過期間に対し月割をもって算出した会費を返還します。ただし、返還額が返還に要する手数料を下回る場合は返還しません。なお、返還事務等に関しては本人宛でなく学校を通じて連絡します。不明な場合は当法人の事務局に相談してください。

2 「子ども安全の部」Bコースに加入していましたが、10月以降部活動を辞めます。

部活動を辞めることに伴う会費の返還はありますか。また、Aコースに変更する必要がありますか。

- ④ 部活動を辞めることによる会費の一部返還はしません。また、Bコースは、Aコースの補償内容を含んでいますのでコースを変更する必要はありません。

#### V 災害の発生等について

1 災害の発生に伴う、災害報告書の提出期限はいつまでですか。

- ④ 災害が発生した日からその日を含めて30日以内に、災害報告書に行事計画書等の必要書類を添えて届出をすることになっています。なお、30日を経過した場合は遅延理由書（形式自由、単位PTA会長公印必要）を提出することとなっています。

2 災害が発生した場合、共済金支払の制限に該当するかどうか不明の場合は、災害報告書を提出した方がよいですか。また、災害報告書の様式は自由ですか。

- ④ 共済金支払の制限については共済規程で確認してください。また、災害報告書の様式は共済事業の手引書に示されている様式でお願いします。なお、提出について不明の場合は、当法人の事務局に相談してください。

3 災害が発生したとき、治療のため医療機関等で受ける初診日について、何日以内でないと補償対象にならないという規定がありますか。

- ④ 明文化された規定はありませんが、初診日が遅れると負傷等の直接の原因が不明になることが懸念されますので、一週間以内には受診されるようお願いします。

#### VI 共済金等について

1 共済金の請求はいつからできますか。

- ④ 共済金の請求権の発生日については、「PTA安全の部」の死亡共済金、障害共済金及び負傷共済金、「子ども安全の部」の死亡共済金、障害共済金及び負傷共済金でそれぞれ異なっていますので、詳細は共済規程で確認してください。なお、不明の場合は当法人の事務局に相談してください。

2 共済金の請求は、共済金の請求権の発生日から何日ですか。

- ④ 共済金の請求権の発生日から30日以内となっています。なお、共済金を請求する権利は共済金の請求権の発生日から3年間手続きがなされない場合は、時効により権利は消滅します。

- 3 共済金の支払請求後、共済金が決定するまでの過程はどのようになっていますか。
- ① 共済金支払請求書を当法人が受理した場合、当法人の審査会で審査のうえ、共済金支払の可否及び共済金額等を決定します。なお、審査会は毎月1回開催することとなっています。
- 4 共済金の支払請求を行うとき、「PTA安全の部」では診断書、「子ども安全の部」では診療状況書を提出しますが、診断書及び診療状況書に要する費用は全額個人負担ですか。
- ① 診断書及び診療状況書に要する費用については、1人につき1回の災害について5,000円を上限として当法人で負担します。従って5,000円を超える分については自己負担となります。
- なお、診断書及び診療状況書について、自己負担した原本については負担しますが、複写の場合は負担しません。
- 5 共済金支払の請求は、単位PTA会長経由で請求することになっていますが、審査会の結果については共済金の受取人に連絡するのですか。
- ① 審査会で決定した共済金支払の可否等については、共済金の受取人でなく単位PTA会長に文書で連絡します。
- 6 共済金は負傷等の治療の経過に応じて、その都度支払請求をすることができますか。
- ① 共済金の支払は一災害について1回限りですので、治療が完了してからまとめて支払請求をしてください。なお、長期間の治療を要する負傷や後遺障害等の場合は当法人の事務局に相談してください。
- 7 「PTA安全の部」で長期間の治療を要した負傷の場合、入院日数や通院日数に関係なく負傷共済金は支払われるのですか。
- ① 「PTA安全の部」の負傷共済金は、入院実日数は180日、通院実日数は90日を限度として支払います。
- 8 共済金の支払方法はどのようになっていますか。また、共済金を受取った場合の受領書は必要ですか。
- ① 共済金支払請求書で指定された口座に送金しますので受領書は不要です。なお、共済金支払請求書の口座番号や口座名義人等は正確に記入してください。
- 9 一災害で複数の被共済者がいる場合の共済金はどのようになるのですか。
- ① 一災害での共済金の支払限度額は、「PTA安全の部」では2,000万円、「子ども安全の部」では1億5,000万円とし、個々人の共済金の支払額の合計が2,000万円及び1億5,000万円を超える場合は、共済規程に定められた算式により計算した額を支払います。
- 10 共済規程の第14条第2項及び第25条第2項中の表の提出書類欄の「その他当会が必要と認めるもの」には、どのような書類がありますか。
- ① 共済金支払請求書に係る口座名義人の振込口座の内容が記載されている預貯金通帳の複写されたものなどです。また、第25条第2項中では、18歳以上の被共済者が共済金受取人を保護者とする場合の同意書（第15号様式）も含まれます。

---

---

**一般財団法人 鹿児島県教育安全振興会**

(県 P T A 連合会事務局)

〒890-0064

鹿児島市鴨池新町7-4(自治会館3階)

TEL 099-206-1072

099-206-1005

FAX 099-206-1073

<http://www.kago-anzen.net/>

---

---